

所得税・町県民税 申告会場案内図



来場にあたっての注意事項

- (1) 期間中は、申告会場への案内板を設置しますので、案内に従ってご来場ください。
- (2) 駐車場は、役場駐車場をご利用ください（町営研修センター駐車場は利用不可。）。
- (3) 風邪症状のある方は、来場をご遠慮ください。
- (4) 税務課窓口での申告相談はできません。申告相談会場へお越しください。
- (5) 収入の種類を問わず、下記に該当する方は税務署で確定申告する必要があります。
 - ・消費税、贈与税、相続税の申告が必要な方
 - ・青色申告の方
 - ・住宅借入金等特別控除（初年度）等の住宅関連の控除
 - ・外国税額控除の申告
 - ・税務課において、税務署の判断を要する内容と判断した場合